

笠間市地域防災計画（原子力災害対策計画編）案の加除訂正について

平成25年2月26日
笠間市総務部総務課

新 訂正後		旧 訂正前	
頁		頁	
17	<p>第1章 第6節 5 非常用電源等の確保</p> <p>市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性及び浸水に対する対応を考慮して設置等を図るものとする。</p>	17	<p>第1章 第6節 5 非常用電源等の確保</p> <p>市は、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備を整備（補充用燃料を含む。）し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある頑固な場所への設置等を図るものとする。</p>
17	<p>第7節 1 警戒体制をとるために必要な体制等の整備</p> <p>（1）警戒体制をとるために必要な体制</p> <p>市は、<u>特定事象又は警戒事象発生</u>の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、・・・略</p>	17	<p>第7節 1 警戒体制をとるために必要な体制等の整備</p> <p>（1）警戒体制をとるために必要な体制</p> <p>市は、<u>発生</u>の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常通信機器の連絡先を含む）等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。</p> <p>また、・・・略</p>
17	<p>第7節 1 警戒体制をとるために必要な体制等の整備</p> <p>（2）オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制</p> <p>市は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターが直ちに機能できるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画準備等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p>	17	<p>第7節 1 警戒体制をとるために必要な体制等の整備</p> <p>（2）オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制</p> <p>市は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた場合、直ちに国及び県と協力して、オフサイトセンターが直ちに機能できるよう、原子力災害現地対策本部の事務局機能班への参画等、あらかじめ職員の派遣体制、必要な資機材等を整備するものとする。</p>

19	<p>第7節</p> <p>10 専門家の派遣要請手続き 市は、・・・略</p> <p>11 <u>放射性物質による環境汚染への対処</u> 市は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について、必要な体制整備（<u>人員、航空機等の除染実施場所及び放射性廃棄物保管場所の確保等</u>）を行うものとする。</p> <p>12 複合災害時に備えた体制の整備</p> <p>13 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</p>	19	<p>第7節</p> <p>10 専門家の派遣要請手続き 市は、・・・略</p> <p>11 複合災害時に備えた体制の整備</p> <p>12 人材及び防災資機材の確保等に係る連携</p>
20	<p>第8節</p> <p>2 避難所等の整備</p> <p>(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結 市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。 また、市は、<u>避難場所を指定する際に、併せて、広域一時滞用の用に供することについても定めるなど他の地方公共団体からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。</u></p>	20	<p>第8節</p> <p>2 避難所等の整備</p> <p>(4) 広域一時滞在に係る応援協定の締結 市は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。</p>
25	<p>第13節</p> <p>1 原子力防災に関する知識普及と啓発 市は、・・・略 <u>④放射線による健康への影響、モニタリング結果の解釈の仕方及び放射線防護に関すること</u></p>	25	<p>第13節</p> <p>1 原子力防災に関する知識普及と啓発 市は、・・・略 <u>④放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること</u></p>
26	<p>第14節 防災業務関係者の人材育成 <u>⑤モニタリングと予測の役割分担、モニタリング実施方法及び機器に関すること</u></p>	26	<p>第14節 防災業務関係者の人材育成 <u>⑤モニタリング実施方法及び機器に関すること</u></p>

26	第15節 1 訓練計画の策定 ⑤ <u>気象予測及び大気拡散予測の活用訓練</u>	26	第15節 1 訓練計画の策定 ⑤ <u>緊急時予測システム情報の活用訓練</u>
29	第3章 第2節 1 特定事象等発生情報等の連絡 (1) 原子力事業者からの警戒事象の通報があった場合 ① <u>原子力事業者の原子力防災管理者は、・・・警戒事象として、原子力規制委員会に連絡するとともに、市をはじめ官邸（内閣官房）、県、関係機関等へ連絡するものとされている。</u>	29	第3章 第2節 1 特定事象等発生情報等の連絡 (1) 原子力事業者からの警戒事象の通報があった場合 ① <u>原子力事業者の原子力防災管理者は、・・・警戒事象として、市をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、関係機関等へ連絡するものとされている。</u>
29	第2節 1 特定事象等発生情報等の連絡 (1) 原子力事業者からの警戒事象の通報があった場合 ② <u>原子力規制委員会は、警戒事象の発生を確認するとともに、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県及び所在市町村及び公衆に対し情報提供を行うものとされている。</u>	29	第2節 1 特定事象等発生情報等の連絡 (1) 原子力事業者からの警戒事象の通報があった場合 ② <u>原子力規制委員会は、警戒事象の発生及びその後の状況について、原子力規制委員会原子力事故警戒本部から関係省庁及び県に対し情報提供を行うものとされている。</u>
30	第2節 (2) 原子力事業者からの特定事象発生通知があった場合 ② <u>原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を・・・略</u>	30	第2節 (2) 原子力事業者からの特定事象発生通知があった場合 ② <u>原子力規制委員会は、通報を受けた事象について、原子力緊急事態宣言を・・・略</u>
33	第3節 6 原子力被災者生活支援チームとの連携 原子力災害対策本部長は、・・・原子力被災者生活支援チームを設置することとされており、 <u>市は、初動段階における避難区域の住民避難完了後の段階において、国が設置する・・・略</u>	33	第3節 6 原子力被災者生活支援チームとの連携 原子力災害対策本部長は、・・・原子力被災者生活支援チームを設置することとされており、 <u>市は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する・・・略</u>
34	第4節 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 (1) <u>市は、国及び県と連携し、特定事象（原災法第10条事象）発生時には、原則としてUPZ内の予防的防護措置（屋内退避）を行うものとする。</u>	34	第4節 1 屋内退避、避難誘導等の防護活動の実施 (1) <u>市は、国及び県と連携し、特定事象（原災法第10条事象）発生時には、原則としてUPZ内の予防的防護措置（屋内退避）を行うこととし、UPZ内の住民等にその旨を伝達するとともに、</u>

<p>(2) 市は、<u>内閣総理大臣が緊急事態宣言（原災法第15条事象）を初出し、PAZの避難を指示した場合は、国の指示又は独自の判断により、UPZ内の住民等にその旨を伝達するとともに、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて予防的防護措置を（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</u></p> <p>また、市は、<u>事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう・・・原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は・・・略</u></p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 市は、住民等の避難誘導等にあたっては、県と協力し、住民等に向けて、<u>避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要</u> <u>緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>また、・・・略</p> <p>(5) 略</p>		<p><u>UPZ外の住民等に対し、必要に応じて予防的防護措置を（屋内退避）を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。</u></p> <p>また、市は、<u>事態進展が急速であるとして、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう・・・原子力災害対策指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は・・・略</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 市は、住民等の避難誘導等にあたっては、県と協力し、住民等に向けて、<u>避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要</u> <u>その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。</u></p> <p>また、・・・略</p> <p>(4) 略</p>
<p>40 第6節</p> <p>1 飲食物等の出荷制限</p> <p>市は、<u>住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。</u></p> <p>2 関係機関との連携</p> <p>市は、<u>原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の・・・略</u></p> <p>3 出荷制限、摂取制限等の解除</p>	40	<p>第6節</p> <p>1 飲食物等の出荷制限</p> <p>市は、<u>国及び県からの放射性物質による汚染状況の・・・略</u></p> <p>2 出荷制限、摂取制限等の解除</p>
<p>43 第9節</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(3) 市は、<u>周辺住民のニーズを十分把握し、・・・（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射性物質の拡散予測等）、農林畜水産物の・・・略</u></p>	43	<p>第9節</p> <p>1 住民等への情報伝達活動</p> <p>(3) 市は、<u>周辺住民のニーズを十分把握し、・・・（原子力事業所等の事故の状況、モニタリングの結果、緊急時迅速環境放射能影響予測ネットワークシステムによる放射能影響予測等）、農林畜水産物の・・・略</u></p>